

課税事業者※の皆さまはご登録をお願いします！

※課税事業者とは…基準期間の「課税売上高」が1,000万円超に該当

2023年10月1日からインボイス制度が始まります。



「お知らせ」

- 事業者の皆さまが課税事業者として登録されると、国税庁HP「適格請求書発行事業者公表サイト」にて公表されるデータを活用し、自動車リサイクルシステムに必要な情報を登録いたします。
(原則、事業者の皆さまが登録する必要はございません。)
※自動登録は、原則**2023年3月31日登録分**までとなります。
- 登録番号が確認できない皆さまには、別途お問合せする場合がございます。

インボイス登録情報画面が自動車リサイクルシステムに新設されます。

登録年月日	取消年月日	失効年月日
2023/10/01	2023/11/01	2025/03/31

登録年月日	取消年月日	失効年月日
2023/10/01	2023/11/01	2025/03/31



自動車再資源化協力機構（自再協）
TEL : 03-5405-6150 E-mail: info@jarp.org